平成２８年（フ）第８７号
青森市造道１丁目４番18号　コーポ伊藤Ａ－Ａ－３
債務者　渡邉　昭一
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
茨城県取手市井野団地５番１－103号
債務者　竹内　秀起
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
兵庫県川西市火打２丁目12番18号、申立時の住所兵庫県川西市火打２丁目７番14号
債務者　北野　　勤
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目14番５－２号
債務者　木村　勇介
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
兵庫県尼崎市西難波町２丁目19番18号
債務者　古川千榮子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８５号
兵庫県芦屋市南宮町１番13－403号
債務者　武田　浩二
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４５号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目９番20－201号、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目22番地６
債務者　杉本　　明
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６号
奈良県香芝市五位堂５丁目116番地１　メゾン・ド・ブリズＦ－２号
債務者　厚東　直子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
奈良県橿原市縄手町22番地の10
債務者　吉中　　崇
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
福岡県飯塚市椋本412番地６
債務者　大村　武彦
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県嘉麻市上山田1359番地１　ベース嘉麻
債務者　荒山　寛昌
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１１１号
宮崎市清武町正手２丁目72番地１　ハミーコーポ103号、前住所宮崎市清武町正手２丁目72番地１　小堀アパート105号
債務者　福富　康夫
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１２号
宮崎市清武町正手２丁目72番地１　ハミーコーポ105号
債務者　石川　浩子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２０号
宮崎市大字熊野9906番地６　サウスブリーズ305号、前住所宮崎市中村西２丁目２番28号ファミール中村201号
債務者　平　　香奈
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３３号
石川県小松市幸町３丁目８番地
債務者　柳井　秀男
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２６４号
兵庫県尼崎市大島３丁目30番７－１号　高橋方、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目８番23号　アメニティ宮前公園503号
債務者　尾代　美咲
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係